

所沢市告示第 432 号

市道路線に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条、第 10 条第 1 項、第 18 条第 1 項及び同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり市道の路線の認定、廃止、道路の区域の決定及び道路の供用の開始を行う。

その関係図面は、所沢市建設部建設総務課において告示の日から 14 日間、一般の縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 18 日

所沢市長 小野塚 勝俊

路線の認定、道路の区域の決定及び道路の供用の開始

道路の種類：市道

整理 番号	路線名 (市道)	起点（上段）・終点（下段） 重要な経過地・区間	幅員 (m)	延長 (m)	供用 開始日
1	2-1250 号線	大字南永井字井頭 1070 番 3 地先 大字南永井字井頭 1053 番 1 地先	7.0	105.60	令和 7 年 10 月 1 日
2	5-2032 号線	大字山口字翁樹 1971 番 15 地先 大字山口字翁樹 1971 番 6 地先	4.2	110.40	告示日

路線の廃止

整理 番号	路線名 (市道)	起点（上段）・終点（下段） 重要な経過地	廃止日
1	5-455 号線	大字荒幡字光蔵寺谷 517 番 2 地先 大字荒幡字光蔵寺谷 523 番 地先	告示日

公 示 送 達 書

所沢市告示第433号

令和7年9月18日

下記の書類は、当市国民健康保険課に保管してありますから、来庁のうえ受領してください。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律（以下、「高確法」とする。）第112条において準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

高確法第112条において準用する地方税法第20条の2第1項の規定により公示します。

所沢市長 小野塚 勝俊

記

送達すべき書類		送達を受ける者	
	通知書番号	住所	氏名

所沢市告示 第434号

「所沢市自転車駐車場の整備及び自転車の放置の防止に関する条例」第19条
第6項の規定により、下記のとおり告示する。

令和7年9月18日

所沢市長 小野塚 勝俊

記

- 1 撤去した日 令和7年9月17日
- 2 撤去した場所 自転車放置禁止区域、自転車放置指導整理区域、市営自転車駐車場
- 3 撤去・保管台数 12台
- 4 返 還 日 同条例第21条第2項に規定する告示の日より44日間
(自転車保管場所の開所日・開所時間内に限る)
- 5 返 還 場 所 喜多町自転車駐車場内保管場所
喜多町2番12号
電話04-2924-9419
月～土曜日(12/29～1/3を除く)
午前9:00～午後5:30
- 6 問い合わせ先
 - (1) 保管自転車について 上記の該当する自転車保管場所
 - (2) それ以外 所沢市市民部防犯交通安全課
電話04-2998-9140

所沢市教育委員会告示第13号

令和7年9月所沢市教育委員会会議（定例会）を次のとおり招集する。

令和7年9月18日

所沢市教育委員会
教育長 岩間 健

記

- | | | | |
|---|--------|---|--------------------------------|
| 1 | 日 | 時 | 令和7年9月25日（木）午後1時30分から |
| 2 | 場 | 所 | 市役所6階 604会議室 |
| 3 | 議 | 事 | |
| | 議案第15号 | | 所沢市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例制定について |
| | 議案第16号 | | 令和8年度当初所沢市立小・中学校教職員人事異動の方針について |
| | 議案第17号 | | 令和7年度所沢市教育功労者の表彰について |
| 4 | 協 | 議 | 事 |
| | 議 | 事 | 項 |
| 5 | 報 | 告 | 事 |
| | 報 | 告 | 事 |
| | 項 | | |
| 6 | そ | の | 他 |